

広島・地域から

体験の風を
おこそう



GACHAPIN × MUKKU
©2019 KRC
国立青少年教育振興機構

体験の風を おこそう



協力団体募集

「体験の風をおこそう」運動とは

近年、社会が豊かで便利になるなかで、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している傾向にあります。

「体験の風をおこそう」運動は、子供の健やかな成長に、体験がいかに大切かを広く発信し、社会全体で体験活動を推進する機運を高める運動です。

平成28年度「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進事業」 協力団体(事業実施団体)募集要項

1 趣旨

近年、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などが減少していることから、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかということを広く発信し、社会全体で体験活動を進めるための機運を高めるため、国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）では、「体験の風をおこそう」運動（以下「運動」という。）を関係団体と共に推進しています。

この運動を受け、「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が国立江田島青少年交流の家を事務局として設置されました。実行委員会では、運動の趣旨に基づき、「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進事業」（以下「推進事業」という。）を機構からの委託を受けて実施します。

この推進事業の一環として、運動の趣旨に御賛同いただける団体等に、協力団体（事業実施団体・事業賛同団体）として参加していただくよう呼びかけを行っております。

そこで、子供を対象とした体験活動事業を実施していただく施設・団体等（以下「事業実施団体」という。）についての募集を行います。そして、事業実施団体が計画した体験活動事業には実行委員会への申請を基に、事業を共催することにより必要な人材・物品・資金等を相互に支援しようとするものです。

2 応募できる協力団体（事業実施団体）について

(1) 協力団体（事業実施団体）の対象

- ① 地方公共団体及び教育委員会
- ② 社会教育施設（図書館、公民館、美術館、博物館等）
- ③ NPO法人
- ④ 団体及びサークル（読み聞かせサークル、子ども会、PTA等）
- ⑤ 企業（フリーマガジン、新聞社、関連企業等）
- ⑥ その他本事業に賛同する団体

※ 平成28年度における支援対象団体は、江田島市及び広島市の団体を優先することとし、2市からの支援決定事業で総予算額を下回る場合のみ、2市以外の団体を認める。

(2) 体験活動事業の分野

- ① 自然体験活動（自然観察、科学実験、農林漁業体験など）
- ② 野外体験活動（キャンプ、ものづくり活動など）
- ③ 交流活動（異年齢・異世代交流、通学合宿など）
- ④ 社会奉仕体験活動（地域の清掃活動、環境美化活動など）
- ⑤ 読書活動（読み聞かせ、読書ボランティア研修会など）
- ⑥ その他（①～⑤の複数に関連する事業、または、実行委員会が認めた活動）

(3) 体験活動事業の対象者

未就学児及び小学生、中学生

(4) 支援限度額

1事業20万円未満（消費税を含む）

(5) 提出書類及び締切日

提出書類 協力団体支援金申請書、(様式第1号)事業計画書、(様式第2号)収支計画表
第1次締切日 **平成28年7月5日(火) 必着**

※ 支援総額に達しない場合、第2次募集を行う（総額に達した時点で募集終了）。

(6) 送付先

〒737-2126 江田島市江田島町津久茂 1-1-1（国立江田島青少年交流の家内）

広島・地域から「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会 宛て

(7) 実行委員会と協力団体（事業実施団体）の関係

- ① 各団体は、本事業の趣旨に賛同し、本事業の協力団体となることを申請する。
- ② 協力団体(事業実施団体)として、本実行委員会と**共催事業として実施する活動**について、実施計画書を申請する。

※ 共催の具体例：実施事業の企画・運営等への実行委員の関与、事業への実行委員の参加等

- ③ 実行委員会は、申請された実施計画書を「3 経費項目の取扱について」に基づき、該当経費を支援する。なお、団体に対して直接補助金として配分するものではない。
- ④ 協力団体(事業実施団体)は、本推進事業の推進に努めるとともに、開催要項やチラシ等によって「体験の風をおこそう」運動の周知に努める。

(8) 「体験の風をおこそう」運動のロゴの使用について

- ① 協力団体（事業実施団体）が実施する体験活動事業において、開催要項やチラシ、ポスター等に「体験の風をおこそう」運動と明記すること。また、同運動の幟旗を設置すること。
- ② 機構が「体験の風をおこそう」運動に使用しているロゴは、無償で使用できるので、実行委員会が協力団体（事業実施団体）にデータを配布、配信する。

(9) 「体験の風をおこそう」運動応援団の画像使用について

- ① 協力団体（事業実施団体）が実施する体験活動事業において、「ガチャピンとムック」（フジテレビキャラクター）の画像を無償で使用することができる。
- ② 使用の際には、画像使用マニュアル（機構のウェブサイト「体験の風をおこそう」に掲載）を順守し、事前に申請を行うこと。

※ この他「ガチャピンとムック」の画像使用についての詳細は、決定団体にお知らせします。

3 経費項目の取扱について【1事業支援限度額：20万円未満】

経費区分	対象とする経費	対象外経費例	備考
① 諸謝金	○講師、指導者への謝礼 【例】 ・講義・実技指導者への謝金 ・ボランティアへの謝金 ・スタッフが講師となる場合の謝金	・事業参加者への参加賞や景品	・領収証には支払い対象者の所属、氏名、支払い対象となる指導日等を明記する。 ・個人への支払いが確認できない場合は、「雑役務費」とする。
② 旅費	○スタッフ、講師、指導者等が活動場所または会議場所までの移動に要する経費及び宿泊費 【例】 ・自動車使用の際の有料道路通行料、駐車料、燃料費、実地踏査の交通費	・事業参加者の交通費及び宿泊費	・交通費は、交通機関の利用に要する最も合理的、効率的な区間・経路の実費経費とする。
③ 会議費	○体験活動事業に関する会議に供するお茶代 【例】 ・会議や委員会等のお茶代	・酒代等宴会の類とみなされるもの	・日時、出席者、会議概要がわかる会議の議事録を提出する。
④ 通信運搬費	○体験活動事業に要する発送、宅配代 【例】 ・参加者募集チラシの郵送代	・当該事業に使用した経費であることを証明することができない経費	・切手等を購入する場合、必要最小限の枚数とし、受払簿等で適切に管理し事業終了後に提出する。
⑤ 印刷製本費	○体験活動事業の広報や成果の普及等に係る印刷経費 【例】 ・参加者募集チラシや活動資料の作成に係る印刷製本費	・実施団体のコピー機を使った際のコピー代（一般管理費に含む）	・本推進事業に係る印刷物に限定する。
⑥ 借料・損料	○体験活動事業で使用する施設や物品の借料 【例】 ・会場使用料 ・移動時に必要なバス借料	・物品損傷等に伴う賠償金	・バス借料は、プログラムを円滑に実施するために必要な場合。
⑦ 保険料	○体験活動事業実施期間中に係る保険料 【例】 ・傷害保険、スポーツ安全保険等 ・指導者の賠償責任保険	・事業実施期間以外も対象となっている保険	
⑧ 消耗品費	○体験活動事業に要する物品の購入費（取得価格（税込）5万円未満） 【例】 ・コピー用紙、事務用品、教材費、絵本等の図書類	・参加者個人が持ち帰るお土産 ・事業で実施する野外炊事等の食材費	
⑨ 雑役務費	○上記以外の経費の内、体験活動事業に要する経費 【例】 ・銀行振込手数料 ・軽微な請負業務（会場設営等）		

※ 1団体が複数の事業を行う場合は、事業ごとに申請を行います。

※ 経費の支出は、実行委員会が直接購入、支出するものであり、団体等に直接配分しません。

※ 実行委員会が直接支出できない支払方法の場合、上記対象経費であっても配分できません。

協力団体（事業実施団体） 大募集!!

【こんな団体のみなさんへ】

- ◇ 子供たちに読み聞かせなどの読書活動を行いたい
- ◇ 子供たちにキャンプなどの野外活動を体験させたい
- ◇ 子供たちと共に奉仕活動を行いたい
- ◇ その他様々な体験活動を子供たちに提供したい



【本事業実施方法】

- ①【応募】必要事項を記入した事業計画書を実行委員会事務局（江田島青少年交流の家）に提出
↓
- ②【決定】実行委員会が提出された事業計画書を精査し、共催事業として認定
↓
- ③【支出】実行委員会が事業経費を支援（実行委員会が直接購入、支出）
↓
※ 協力団体（事業実施団体）は、事業の開催要項やチラシ等によって「体験の風をおこそう」運動の周知に努める。また、事業に必要な人材や物品等の一部又は、全部を確保する。
- ④【報告】協力団体（事業実施団体）は、事業終了後30日以内に事業報告書を実行委員会に提出

【Q&A】

Q①：どんな経費を支援してもらえるのですか？

A①：諸謝金、旅費、消耗品費などです（**実行委員会が直接購入、支出します**）。

Q②：どんな団体が申請できるのですか？

A②：子供たちに対して体験活動事業を実施している団体やサークルで、法人格でなくても任意の団体でも申請できます。

Q③：どんな事業が対象となるのですか？

A③：子供たちが行う体験活動（野外活動、自然体験、奉仕作業、ものづくり、読書活動等）であり、**実行委員会と共催すること**が条件です。

Q④：「**実行委員会と共催すること**」とは、具体的にどのようなことですか？

A④：「事業の企画・運営等について実行委員が関与する」、「事業開催において開会式等での実行委員の参加」などが考えられます。実施団体の単独事業では対象になりません。

Q⑤：大人だけの構成員でも申請できるのですか？

A⑤：事業の対象が子供であれば、大人だけの構成員でも大丈夫です。

Q⑥：実施事業に何か明記する必要があるのですか？

A⑥：募集チラシや実施要項に**共催団体として**「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進事業実行委員会」の名前を入れるようにしてください。

※ 詳しくはチラシ内の「募集要項」を御覧になるか、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】

「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進事業」実行委員会事務局（担当：吉岡）

国立江田島青少年交流の家 電話 0823-42-4237

E-mail: etajima-soumu@niye.go.jp

〒737-2126 広島県江田島市江田島町津久茂 1-1-1